

# 国民年金

住民課保険年金係 内線127

## 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金の加入者が病気やケガがもとで障害の状態（1級・2級）になったときに受けられます。20歳前の障害で障害者になったかたは、20歳になったときから受けられます。

### 受給資格のあるかたは

20歳前に身体障害者になったかたで、20歳に達した日に障害の状態にあるかた。

支給開始は20歳になったときからです。

国民年金に加入中に初診日がある病気やケガで、一定の障害の状態になったかた。

国民年金に加入していたかたで日本国内に住所のある60歳から65歳になるまでの間に初診日があり、障害の状態になったかた。

ただし、と のいずれかの場合は、初診日前の加入期間のうち3分の2以上保険料を納めているか免除を受けていることが必要です（平成18年4月1日以前に初診日がある場合は、初診日前の1年間に保険料の未納がなければ受けられます）。



### 障害基礎年金の年金額

1級障害 **100万5,300円**  
 2級障害 **80万4,200円**

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子があるときは、子の加算額がプラスされます。ただし、18歳到達年度の末日までにある子、または、障害等級が1級、2級の障害の状態にある20歳未満の子があるとき。

(1級)

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	1,005,300円	231,400円	1,236,700円
2人	1,005,300円	462,800円	1,468,100円
3人	1,005,300円	539,900円	1,545,200円

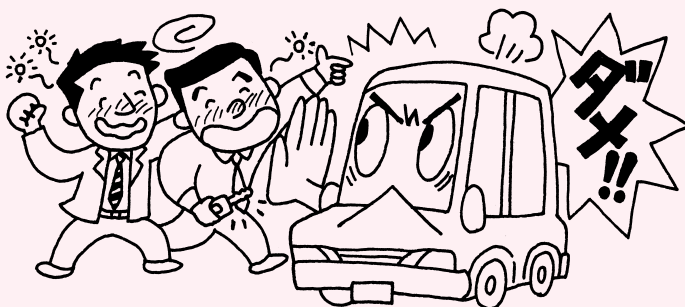
(2級)

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	804,200円	231,400円	1,035,600円
2人	804,200円	462,800円	1,267,000円
3人	804,200円	539,900円	1,344,100円

- 運動の重点**
- ・ 飲酒運転などの悪質・危険な運転の追放
  - ・ 飲酒運転追放三不運動「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、飲ませない」を地域ぐるみで推進しましょう。
  - ・ 夜間における信号無視やスピードの出しすぎに気をつけましょう。
  - ・ 高齢者と子どもの交通事故防止
  - ・ 薄暮時には、早めにライトを点灯し、安全運転に努めましょう。
  - ・ 夜の外出には目立つ服装で反射材を身に付けましょう。

シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

・ 運転者・同乗者は、いつでもどこでも、必ずシートベルトを着用しましょう。



・ 幼児を同乗させるときは、子どもの体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

7月11日 ~ 20日

夏の交通安全県民運動